

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岐阜市

2 構造改革特別区域の名称

岐阜発「英語でふるさと自慢」特区

3 構造改革特別区域の範囲

岐阜市の全域

4 構造改革特別区域の特性

本市は、金華山と長良川という美しい自然に育まれてきた伝統を受け継ぎ、市民相互のつながりを強め、自由と平和を尊ぶまちづくりをめざす、人口40万人を超える中核都市である。平成17年3月には、周辺市町との合併を予定しており、夢と生きがいのもてる豊かな街づくりをめざしている。

本市には、1,300年の歴史を誇る「長良川の鵜飼」が観光資源の一つに位置付いており、毎年、日本国内はもとより、世界各地から多くの観光客が訪れる。また、国際会議観光都市の認定も受けており、あらゆるコンベンションに対応できるようになっている。さらには、世界遺産に指定された白川郷、日本の小京都とも呼ばれる高山市などへの表玄関としても重要な役割を担っている。

平成15年1月現在、本市にはおよそ8,200人の外国人が居住しており、この3年間でおよそ25%増加している。多くは労働者として地場産業を支えたり、研究者として大学に通ったりしている。また、小中学校においても外国籍の児童生徒数は年々増加しており、国籍も言語も多様化している。

このような状況を踏まえ、本市では平成10年度より、小学校で国際理解教育の一環として、英語に慣れ親しむことを目標とした学習が始まり、現在では市内の全小学校において、いわゆる「英語活動」が行われるようになった。学級担任が授業を主体的に進めるなかに、市内および近郊に在住の、イングリッシュ・フレンドと呼ばれる、英語が堪能な外国人を助手として派遣し、児童が直接外国人と触れ合い、外国の生活や文化を理解し、英語を通してコミュニケーションを図ることの楽しさを味わうことができるようにしている。また、中学校では、平成11年より外国人語学指導助手（ALT）を配置し、コミュニケーション能力のいっそうの育成を目指してきた。さらに、平成15年度より、新事業である「小中一貫英語教育」を立ち上げ、小中学校間の英語教育の連携を図ろうとしている。

これは市内の中学校区で小学校教諭が中学校の英語の授業を参観したり、中学校英語科教諭が小学校の英語活動を参観したり、共同で研究会をもつなどして、小中学校間の英語教育にかかわる連携を密にし、小学校で身に付けた国際理解に関する知識や、積極的に英語でのコミュニケーションに向う態度を中学校でさらに伸ばしていこうとするものである。平成15年度は2中学校区で推進しているが平成16年度以降、さらに推進校を増やし、充実させていこうとしている。

5 構造改革特別区域計画の意義

今日、国際化が急速に進展し、本市においてもますますその傾向が強まるなかで、将来本市を支える児童生徒に、今や国際的な共通語ともなりつつある英語による実践的なコミュニケーション能力の基礎を育成することがもっとも重要であると考えます。

これまで、本市の学校教育においては、総合的な学習の時間などを活用して、国際理解教育の一環として英語活動を行ってきた。しかし総合的な学習の時間での英語活動は、あくまでも国際理解教育の一環であり、目指しているものが「外国の生活や文化を理解し、外国語に触れ、親しみ、楽しむ。」であり、コミュニケーション能力の育成という、本市のめざしている方向とはやや異なっている。

そこで、学校教育において、小学校第3学年から第6学年の教育課程に、教科として「英語科」を位置付けて、中学校の英語教育との連携を図り、小中一貫の英語教育を実施する。また系統的な指導計画を作成して、小学校段階から英語教育を積み重ねることにより、義務教育を終えた誰もが、英語による実践的なコミュニケーション能力の基礎を身に付け、自分の考えを英語で述べたり、身の回りのことや岐阜市のことを英語で紹介できたりするなど、国際社会の一員としての役割を果たせる力を付けさせたい。

さらに本計画の実施により、今後、日本の義務教育段階における英語教育のあるべき方向と、その具体的な実施方法についての提案を行うことができるとともに、近い将来行われるであろう英語教育改革の先進的なモデルになるものとする。

また、平成15年3月に、文部科学省は「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」を発表した。ここには中学校卒業時の具体目標や、英語教師に求めるもの、国民全体に求めるものも具体的に示されており、それを実現させるための教員研修の強化や、子どもたちが英語を学習したいとする意欲をいかに引き出すかなどを内容とするものである。この点でも本市が行おうとする取組が、まさに文部科学省が行おうとするものに呼応するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

ますます国際化する本市において、外国人が安心して在住できる環境を整えることで、地域および国全体の活性化につなげていきたい。そのためにも、市内の全小学校で英語の

授業を系統的・計画的に実施し，児童が早い時期から，英語に触れながら学習することにより，外国の文化を理解する能力を身に付けさせるとともに，英語でコミュニケーションできる能力を身に付けさせることを目標とする。

なお，こうした継続的な教育活動により，基本的に本市の全ての児童生徒が，「小学校卒業段階で英語を使って簡単な会話やふるさと自慢をすることができる。」「中学校卒業段階で日常的な英会話ができる。」ことを目標とする。

さらに，本特区におけるこうした実践研究やこれを踏まえた効果的な国際理解教育の一層の推進により，本市の児童生徒が，将来いっそう豊かなコミュニケーション能力を身に付け，外国人と臆せずコミュニケーションを図ることができることを目指したり，ひいては国際会議観光都市を背負って立てる人材の育成を目指したりするとともに，本市の英語教育全体の向上や，外国籍児童生徒の受け入れの充実も目指したい。

同時に，実践研究の成果を市内外の学校や，広く教育機関の参考にも供することを通じて，地域の特性や創意工夫を生かした教育面での先導的な取組が全国への波及に貢献できることを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

個々の児童生徒にとっては，人としての基礎を培う時期に外国人と出会い，触れ合う直接体験を重ねることにより，自分とは違った考えの人々に対し，おおらかな気持ちで受け入れることができる。また，英語によるコミュニケーション能力を身に付けることによって，自分の思いを積極的に発信できるようにもなる。このように児童生徒にもたらす教育的効果は大きい，さらに以下に示す経済的社会的効果も期待できる。

(1) グローバルな視野と英語でのコミュニケーション能力をもつ，優れた人材の育成

小学校から系統的に英語教育を推進することで，中学校卒業段階では，挨拶や対応，身近な暮らしにかかわる話題について平易な英語でコミュニケーションができることをめざしている。特に本市では，本特区の名称でもある「英語でふるさと自慢」ができる児童生徒の育成をめざしている。

また，グローバル・スタンダードによる英語力として，下記のような力を付けた児童生徒の育成をめざしている。(目標値は児童生徒の平均値とする。)

時 期	平成16年度から18年度	平成19年度以降	備 考
小学校 卒業時	児童英検GOLDレベル		2003年度の全国 平均・・・72.3%
	正答率75%以上	正答率80%以上	
中学校 卒業時	ケンブリッジ英検ヤングラーナーズ		2001年度の世界 平均，全国平均
	ムーバーズ紋章数10以上	フライヤーズ紋章数10以上	
	世界...10.8，全国...8.6	世界...10.6，全国...7.0	

平成18年度に抽出校数校が上記試験を受験し，成果を評価，公表する。

本事業の評価を開始3年後である平成18年度に行うが、その一つとして、児童生徒にどのような英語力が付いたかを測定する必要があると考える。市内の小中学校から数校抽出し、前述の試験を受験させ、実態を把握していく。また、平成19年度以降も、3年ごとに抽出校をかえながら同様の方法にて実態把握を行う。

このように、英語で日常会話ができる人材を確実に輩出していくことができると考える。同時に子どもたちが英語を学ぶことで、保護者の英語に対する関心も高まり、裾野の広がりが大いに期待できる。これらの相乗効果により、ゆくゆくはグローバルな視野と英語でのコミュニケーション能力をもつ、優れた人材の育成が期待できる。

(2) 国際交流や、生涯学習など地域社会の活性化

家庭や地域においても、国際交流や生涯学習、市の関連事業への関心が高まり、現在も進められている国際交流事業などがさらに身近なものとなり、いわゆる草の根レベルでの交流もいっそう進むものとする。また、英語学習や国際交流をきっかけとして、これまでのつながりを越えた新しいコミュニティの形成や、人々のネットワーク化が図られることにより、地域社会の活性化が期待できる。

(3) 国際的な人的交流の促進

イングリッシュ・フレンド、ALTの雇用など、本特区事業に関わる直接的な雇用はもちろんのこと、今後、外国人を一層受け入れられる環境や市民の体制が整えば、外国からの観光客の増加をはじめ、国際交流事業、国際的会議の開催およびそのための産業振興など、経済的にも社会的にも飛躍的に活性化していくことが期待できる。さらに、ふるさと岐阜について、簡単な英語で紹介することを通して、児童生徒、ひいては市民一人一人がふるさと岐阜を再認識することにつながり、本市全体の更なる活性化が期待できる。

8 特定事業の名称

802 構造改革特別区研究開発学校設置事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 外国籍児童生徒対応指導員派遣事業

市内の小中学校に在籍する外国籍児童生徒の日本語指導のために、対応指導員を派遣している。現在は、ポルトガル語、中国語、タガログ語、およびスペイン語の指導員がおり、在籍児童生徒の実態に応じて派遣している。小学校14校、中学校7校が派遣対象となっており、年々、学校から出される指導員派遣の要望が高まっている。

(2) EF(English Friend)派遣事業

市内の全小学校に、学級当たり年間11時間、イングリッシュ・フレンドと呼ばれる英語が堪能な外国人を派遣している。本市の小学校英語活動は、担任が主体で授業を行うが、こうしたイングリッシュ・フレンドとのチームティーチングも大切にしている。特区認定後には、派遣回数を現在の2倍程度に増やし、学級当たり月に2回の訪問を予定している。

(3) 中学校外国語指導助手派遣事業

市内の全中学校および、市立高等学校・養護学校にALTを派遣している。本市所属のALTは5名で、のべ25校の学校を訪問している。学級あたりの訪問日数は、年間2～3日ほどで、決して頻度は高くない。今後はさらなるALTを招致し、平成20年までには、訪問頻度をこれまでの2倍程度に高めたい。

(4) 小学校英語活動研修事業

市内の小学校英語授業の質を向上させるために、岐阜市教育研究所にて研修講座を行っている。今年度は10月1日現在で、合計5講座、のべ、200名程が参加したが、今後はさらに講座を充実させ、市内の小学校の先生方が、これまで以上に自信をもって英語教育に携わっていただけるようにする予定である。

特に平成16年度からの市内全域における「英語科」の実施に備え、平成15年度より計画的に研修を行っていく。平成15年度は各ブロックの推進校の担当者を中心に、平成16年度からは市内の全小学校教諭を対象に研修を行う。研修内容は教師の英語運用力を伸ばすものと、英語教授法にかかわるものの二本立てとし、2年計画で市内の小学校教諭全員の研修を実施する。

(5) (仮称)「岐阜市英語教育検討委員会」の設置

現場の教員や大学教授など有識者を招聘し、本市の今後の英語教育について検討や評価をし、指導の在り方について検討する委員会を設置する。

(6) 小中一貫英語教育事業

小学校で身に付けた国際理解に関する知識や、積極的に英語でのコミュニケーションを図ろうとする態度を、中学校の英語教育でさらに伸張させることをめざす。そのためにも、小学校低学年における英語活動も含め、9か年間の英語教育に対する明確な見通しをもつとともに、小中学校間における連携をはかる。具体的には小学校教諭による中学校の英語授業の参観、中学校教諭による小学校英語活動の参観、小中共同での授業研究会の実施、小学校英語活動のカリキュラムの検討などを行っている。平成15年度より2中学校区(小学校2校・中学校2校)で行っているが、平成16年度にはさらに推進校を拡大していく。

この事業を通して、中学校の英語の授業をよりコミュニケーションなものにしていく

いと考える。中学校入学時から、英語の授業はなるべく英語で行い、生徒の発達段階に応じながら、最終的には授業をすべて英語で行うことをめざしている。このように9か年で計画的に英語教育を行うことで、これまで以上にコミュニケーション能力を育成することができるものとする。

(7) A L Tやイングリッシュ・フレンドによる子ども英語広場

長期休業中に、市内の小中学生のために、英語でコミュニケーションを楽しむ場を設定したい。A L Tやイングリッシュ・フレンドを希望する学校に派遣し、児童生徒のみならず、校区在住の方々もいっしょに、英語でのコミュニケーションを楽しむことができるようにする。

別紙

1 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2 当該規制の特別措置の適用を受けようとする者

岐阜市立の全小学校

3 当該規制の特別措置の適用の開始の日

特区計画認定の日

4 特定事業の内容

本市の小学校では、これまで総合的な学習の時間に英語活動を実施してきたが、これは国際理解教育の一環として、総合的な学習の時間の趣旨やねらいに即した活動であったため、英語の言語能力やコミュニケーション能力の育成を目標とした指導や評価を行うことはできなかった。すなわち、英語で話せるようになったかどうかは、評価の対象とはならなかった。この点を改善し、児童生徒の適性や発達段階に応じながら、英語によるコミュニケーション能力の育成を図るために、本市の目指す英語教育を立ち上げたいと考えた。

そこで、本事業により、学校教育法施行規則で定められている、小学校における教科および小学校各学年における教科等の授業時間数を独自に定めることができるようになるため、本市では小学校の教育課程を編成する教科に外国語を加え、市内全ての小学校において英語科教育を実施する。

本市は全体を5ブロックに分割している。平成16年度は各ブロックに1つの推進校を設置し、本事業を積極的に推進したり、ブロック間で交流をしたりしていく。平成16年度に年間35時間の英語の授業を予定している学校は全部で7校である。他校では、校内の指導体制の準備に時間がかかったり、総合的な学習の時間の運用について、すでに長期的な計画があったりして、平成16年度からの対応が難しい場合もある。しかし、平成17年度は26校での実施が予定されており、平成18年度には市内全域で完全実施をする。いずれの場合も3年後の完全実施をめざし、見通しを明確にもったうえで実施していく。

5 当該規制の特例措置の内容

これまで本市の学校教育においては、現行の学習指導要領に基づき、総合的な学習の時間などを活用して、国際理解教育の一環として英語活動を行ってきた。しかし、これらの

英語活動は、あくまでも国際理解教育の一環であり、本市が目指しているコミュニケーション能力の育成とはやや異なっている。

そこで、本市では小学校第3学年から第6学年の教育課程に、教科として「英語科」を位置付け、中学校の英語教育との連携を図り、小中一貫の英語教育を充実させていく。小学校教諭が中学校の英語の授業を参観したり、中学校英語科教諭が小学校の英語活動を参観したり、共同で研究会をもつなどして、小中学校間の英語教育にかかわる連携を密にし、小学校で身に付けた国際理解に関する知識や、積極的に英語でのコミュニケーションに向う態度を中学校でさらに伸ばしていこうとするものである。また系統的な指導計画を作成して、小学校段階から英語教育を積み重ねることにより、義務教育を終えた誰もが、英語による実践的なコミュニケーション能力の基礎を身に付け、自分の考えを英語で述べたり、身の回りのことや岐阜市のことを英語で紹介できたりするようになる。これこそが本市の求める児童生徒の姿に他ならない。

(1) 取組の期間等

特例措置適応認定の日から3年の間に本取組の評価を行い、見直しを図る。

(2) 教育課程の基準によらない部分

学校教育法施行規則第24条

「小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間によって編成するものとする。」に「外国語」を加える。

学校教育法施行規則第24条の2に示されている別表第1を次のように改める。

区分	各教科の授業時数										道徳の授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語				
第1学年	272		114		102	68	68		90		34	34		782
第2学年	280		155		105	70	70		90		35	35		840
第3学年	235	70	150	70		60	60		90	35	35	35	70	910
第4学年	235	85	150	90		60	60		90	35	35	35	70	945
第5学年	180	90	150	95		50	50	60	90	35	35	35	75	945
第6学年	175	100	150	95		50	50	55	90	35	35	35	75	945

<変更内容>

第3学年から第6学年までの「総合的な学習の時間」の授業時数を35時間減じ、該当学年の外国語の時間に充てる。

(3) 計画初年度の教育課程の内容等

研究を推進していく核となる学校づくり

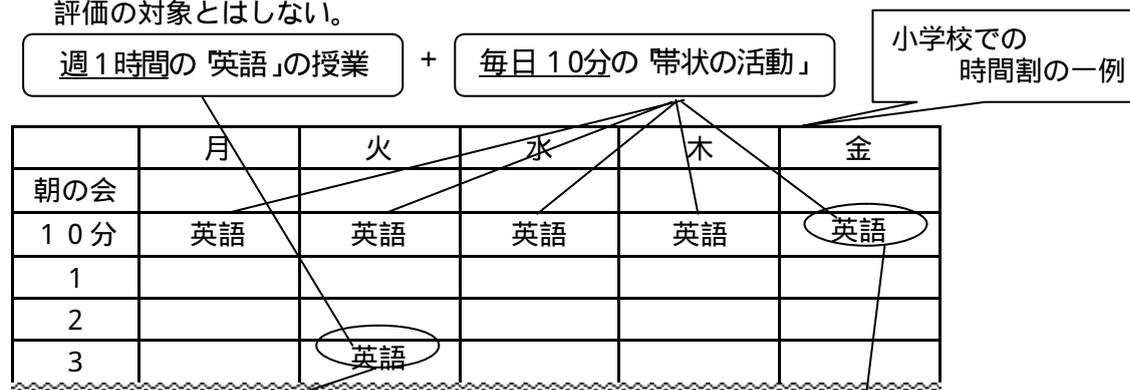
市内小学校48校のうち、平成16年度は各ブロックで1校推進校を指定し、実践を進めていく。前述の別表1に示すように、第3学年から第6学年に、教科としての英語科を位置づけ、毎週1時間の英語科の授業を行い、英語に慣れ、親しませると同時に、コミュニケーション能力の育成も図る。

カリキュラムの作成

学年の発達段階を踏まえ、第3学年から第6学年の「英語科のカリキュラム」を平成15年10月より作成し(仮称)「岐阜市英語教育検討委員会」での審議を経たうえで、平成16年度より英語教育を実施していく。さらに作成したカリキュラムの妥当性について、実践を通して検証し、よりよいものをめざしていく。

帯状の英語活動の充実

教科としての英語科の授業を推進させていくと同時に、これまでの英語活動の実績を生かし、帯状の活動も充実させていく。一例として、下図のように毎日10分間の帯状の英語活動を行い、児童の英語に対する興味関心、意欲の更なる向上を図る。なお、この時間の取り扱いについては、各学校の実態によるものとし、教育課程外の時間に行い、評価の対象とはしない。



英語の授業(45分)

- ・学級担任主体の授業
- ・EF(English Friend)とのチームティーチング
- ・リズムチャンツ、歌、早口言葉、ゲーム
- ・スキット、対話、Q&A、インタビュー
- ・ロールプレー、劇、クイズ

帯状の活動(10分)

- ・全校放送による活動
- ・ビデオ教材を使った活動
- ・歌、簡単なスキット
- ・読み聞かせ

EF(English Friend)とのチームティーチングの充実

児童の実態をきちんと把握している学級担任による英語の授業35時間のうち、22

時間程度を英語が堪能な外国人 EF(English Friend)とのチームティーチングが行えるようにする。これにより、児童が英語を使ってコミュニケーションすることの喜びをいっそう味わうことができるようにする。また、前述のように学級担任を中心とした英語力の向上、および教授法の向上をめざした研修も継続的に行う。

教材・教具などの充実

本事業を実施するにあたり、これまで本市で実施してきた「英語活動」の実績を生かしていきたい。カリキュラムを再編する必要があるが、教材・教具などで引き続き活用できるものも数多くある。そうしたものを生かしながら、各学年年間授業時数35時間に対応する教材・教具の準備を進めていく。

いわゆる「学年別教科書」に相当するものは使用せず、前述の自作教材に加え、英単語や動作、場面や状況を絵で表現した書籍を一人一冊ずつ使用できるようにしたり、絵本、音声教材、放送番組なども利用したりする。また、英語でのゲームに必要なカード類も充実させ、一人一人が楽しんで英語を学習できるように教材・教具の充実を図る。

中学校における英語教育の充実

本事業の実施にともない、国際理解に関する知識や、積極的に英語でのコミュニケーションに向う態度を備えた生徒が中学校に入学してくることになる。これに伴い、中学校における英語の授業を、よりコミュニカティブなものにしていきたいと考える。中学校入学時から、英語の授業はなるべく英語で行い、生徒の発達段階に応じながら、最終的には授業をすべて英語で行うことをめざしている。このように9か年で計画的に英語教育を行うことで、これまで以上にコミュニケーション能力を育成することができるものとする。

ただし、本事業では中学校英語教育のカリキュラムの変更は行わず 転校生などが戸惑いを感じないように配慮したい。また、小学校で培った英語学習やコミュニケーションに向かう意欲が半減しないように、中学校で行う言語活動の工夫をしたり、本市ですでに進めている習熟度別による少人数指導を充実させたりすることにより、生徒一人一人の興味関心・実態を大切にしたい英語教育を進めていきたい。

(4) 小学校「外国語(英語)」の教育計画について

目標

本市における小学校英語科の目標を次のように設定する。

英語に慣れ親しみ、英語を聞いたり話したりする活動を通して、英語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育て、自分の思いや、ふるさと「岐阜」について伝えようとするコミュニケーション能力の基礎を養うとともに、英語や外国の文化についての興味・関心を深め、豊かな国際感覚を培う。

中高学年別の具体的目標および学習内容の概要

中学年	態度	英語を聞いたり，話したりすることを楽しもうとする。
	理解	身近な人や事柄について話される英語を聞いて理解する。
	表現	簡単な会話表現を使って，自分の思いを相手に伝えるように話す。
	学習内容	・挨拶，自己紹介，友達紹介 ・歌 ・ゲーム ・リズムチャンツ ・早口言葉 ・読み聞かせ ・ビデオ視聴 ・インタビュー ・クイズ
高学年	態度	様々な人と，英語でのコミュニケーションを楽しもうとする。
	理解	相手が伝えようとしていることを聞いたり，分からないところは推測したりして理解する。
	表現	身近な人や岐阜市の名所などについて，簡単な表現を使って説明する。場面や状況に応じて，自分の考えや気持ちを伝える。
	学習内容	・自己紹介，第3者紹介，岐阜市の名所紹介 ・歌 ・ゲーム ・リズムチャンツ ・早口言葉 ・読み聞かせ ・ビデオ視聴 ・インタビュー ・クイズ ・スキット ・ロールプレー ・劇 など

(5) 本計画と関連法等との関係

本市がめざす「英語でのコミュニケーション能力を身に付けた児童生徒」の育成は，ゆくゆくは，グローバルな視野と英語でのコミュニケーション能力をもつ優れた人材を育み，ひいては，「世界平和と人類の福祉に貢献する国民の育成」につながるものとする。これは，日本国憲法や教育基本法の理念に基づいているものである。

また，学校教育法第18条第2号には「郷土及び国家の現状と伝統について，正しい理解に導き，進んで国際協調の精神を養うこと。」とあり，これからの国際社会の一員としての自覚と責任をもって，相手の立場を尊重しつつ，自分の考えをきちんと伝えていくことができる表現力やコミュニケーション能力の育成が求められているところである。

さらに，平成15年3月31日には，文部科学省より，「英語が使える日本人」の育成のための行動計画も発表され，子どもたちの将来のためにも，また，我が国の一層の発展のためにも「英語が使える日本人」の育成が非常に重要な課題であることが明らかにされ，それを解決していくために，小学校における英語の学習の在り方についても具体的に提案がなされており，本計画もその提案の趣旨を受けたものである。

本計画を実施するにあたり，「総合的な学習の時間」を減じ，教科としての「外国語」(英語)の時間に充てるが，これにより「総合的な学習の時間」のねらいの達成が妨げられるものではない。本市が行う「コミュニケーション能力の育成」をめざした英語の授業によって，児童生徒が積極的に授業に参加し，英語によるコミュニケーションを楽しみ，言語や文化に対する興味関心を抱くことは，「総合的な学習の時間」の趣旨をふまえたものであると考える。また，本計画は，教科としての目標及び内容を明確にしたうえで，コミュニケーション能力を身に付けた，これからの社会を担う人材の育成という面において，学校教育の目標を達成していくものである。